

「鹿児島市地域主体型コミュニティ交通運行支援モデル事業補助金」 申請の手引き

1 事業の目的

地域が自主的に取り組む地域主体型コミュニティ交通の運行に対して支援を行い、公共交通を補完し地域交通の利便性を確保することを目的としています。

2 交付対象者

次に掲げる**要件の全てを満たす**地域団体とします。

- ・本市に活動の拠点を置く地域コミュニティ協議会、町内会その他市長が適当と認めた団体であること。
- ・定款、規約等を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- ・市税が課税されている団体にあつては、納期の到来している市税を完納していること。

3 補助対象の運行

次に掲げる**要件の全てを満たす**地域主体型コミュニティ交通の運行とします。

- ・運行内容の設定又は変更について本市と事前に協議及び調整していること。
- ・公共交通の補完に資するボランティア運送の試験運行又は本格運行であること。ただし、専ら地域主体型コミュニティ交通運行に関わる団体が運営する施設の利用の送迎を目的とした運送は除く。
- ・運行内容が各地域コミュニティ協議会の区域単位等における地域の実情や移動ニーズを踏まえ、一定の効果が期待できること。
- ・既存の公共交通を阻害する恐れがないこと。
- ・運行区域が概ね本市域内で地域住民の日常生活の範囲であること。
- ・運転者が保障の対象となる自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険又は移動サービス専用自動車保険に加入している車両を使用すること。

4 補助対象経費

次に掲げる地域主体型コミュニティ交通の運行に要する経費

補助対象経費	具体例
燃料費	使用車両のガソリン・軽油の購入費や充電料金
利用調整に係る人件費及びシステム手数料	利用予約受付等に係る事務局人件費や予約管理システムに係る手数料
車両使用料	車両リース・レンタカー代、持ち込み車両に係る使用料
運転者講習会(国土交通大臣認定)の受講に係る経費	交通空白地有償運送運転者講習、福祉有償運送運転者講習
移動サービス専用自動車保険料	地域団体によるボランティア運送を対象に提供されている自動車保険

※利用者に実費を請求できる経費(燃料費、車両使用料及び移動サービス専用自動車保険料)を収受している場合は、補助の対象となりません。

※補助対象経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税の相当分については、補助の対象となりません。

5 補助金額

1 地域団体当たり50万円を限度とします。

※補助対象経費と同様の費用を対象とする国及び県の補助金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入を控除した額となります。

※補助上限額は、同一の会計年度期間内における試験運行と本格運行に対する補助金を合わせて50万円です。

6 補助金交付の流れ（試験運行）

本市の支援を受けて運行するためには、**試験運行を行い、運行の効果や公共交通への影響等を検証する必要があります**。なお、公共交通への影響があった場合は、本格運行に向けて、運行内容を再考する必要があります。

手順	内容
運行準備	<p><事前作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 協議・検討の場の設置 ■ 地域の現状・移動ニーズの把握 <p><運行に向けた作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 運行計画の検討、車両等確保 ■ 交通事業者への説明 ■ 周知広報 <p>※運行内容については、本市と事前に協議及び調整していることが必要です。 導入に向けた支援として、事例紹介や助言、関係機関及び交通事業者等との連絡調整、事業の周知広報等を行っていますので、お気軽にご相談ください。</p>
①交付申請	<p>以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付申請書 ■ 事業計画書 ■ 事業収支予算書 ■ 暴力団排除に関する誓約・同意書 ■ 概算払を希望する場合は、概算払申請書 ■ 地域団体の定款、規約等 ■ 市税納付状況調査同意書又は市税を滞納していないことを証する証明書 ■ その他市長が必要と認める書類
市が書類審査を行い、補助金交付決定通知書を送付します。	
(概算払請求)	<p>(概算払を希望する場合は、以下の書類を提出してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 概算払請求書
②実績報告	<p><提出期限> 運行終了後30日以内又は各年3月31日のいずれか早い日</p> <p>以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業実績報告書 ■ 事業実績書 ■ 事業収支決算書 ■ 補助対象経費の支出を証明する書類又はその写し ■ その他市長が必要と認める書類
市が書類審査等を行い、補助金確定通知書を送付します。	
(補助金返還) ※概算払の場合	概算払をした額が、精算に伴い確定した補助金の額を上回る場合には返還が必要です。
③補助金請求 ※通常払の場合	<p>以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付請求書

※各様式、交付要綱等は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

※各種書類は、直接持参、郵送又はメールにてご提出ください。

7 提出先及びお問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所本館3階

鹿児島市交通政策課

電話：099-216-1113

FAX：099-216-1108

メール：ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp